

学校法人沖縄科学技術大学院大学学園における
温室効果ガス排出抑制等のための実施計画

平成29年7月31日
決裁

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成19年3月30日閣議決定。以下「閣議決定」という。）の趣旨を踏まえ、学校法人沖縄科学技術大学院大学学園（以下「学園」という。）が行う温室効果ガス排出抑制等のための実施計画を次のとおり定める。

1. 対象となる事務及び事業

本計画の対象となる事務及び事業は、原則として、学園が行う全ての事務及び事業とする。

2. 対象期間

本計画は、策定時から平成32年度までの期間を対象とする。

3 実施する措置

(1) 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮

① 調達時の配慮

- ・経済性に留意しつつ価格以外の多様な要素を考慮して、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の実施に努める。
- ・学内サプライストアの文具等は、温室効果ガスの排出の少ない環境対応物品を優先的に展開する。
- ・レジ袋の使用や使い捨ての容器包装による販売の自粛を呼び掛ける。
- ・文具、洗剤等の消耗品については、詰替可能な製品の購入に努める。

② 公用車の効率的利用

- ・公用車一台ごとの運行管理を徹底し、効率的運用に努める。
- ・公用車の買換えの時には、低公害車の導入に努める。

③ エネルギー消費効率の高い機器の導入

- ・パソコン、コピー機等のOA機器、電気冷蔵庫等の家電製品、照明器具等の機器の更新・新規購入に当たっては、極力エネルギー消費の少ないものを選択するように留意する。

④ 用紙類の使用量の削減

- ・会議用資料の簡素化、両面印刷、裏紙使用等を推進する。
- ・電子メールやイントラネットの活用を推進する。

⑤ 再生紙の使用等

- ・コピー用紙、トイレットペーパー等の用紙類については再生紙の利用を進める。

⑥ HFCの代替物質を使用した製品の購入・使用の促進

- ・冷蔵庫、空調機器等の購入に当たっては、代替物質を使用した製品や、**HFC** を使用している製品のうち地球温暖化への影響のより小さい機器の導入に努める。

(2) 建築物の建設・管理等に当たっての配慮

① 建築物の建設における省エネルギー対策の徹底

- ・建築物を建築する際には、沖縄の強い日差しを考慮した施設設計を行うとともに、**LED** 照明の利用を図るなど、省エネルギー対策を徹底し、温室効果ガスの排出の抑制に配慮する。
- ・セラミックタイルによる屋根・外壁の外断熱工法の採用により、建築物の断熱性能の向上を図る。また、建築物の断熱性能に大きな影響を及ぼす窓については、大型外部ひさしやブラインドの導入等により直射日光を遮ることで空調負荷低減に努める。
- ・安全性、経済性、エネルギー効率、断熱性能等に留意しつつ、**HFC** を使用しない建設資材の利用を促進する。
- ・天然ガスコジェネの導入を検討する。

② 既存の建築物における省エネルギー対策の徹底

- ・研究設備・研究機器の共有化・共用化を更に促進して研究設備の利用の効率性向上を図り、研究関連のエネルギー消費の削減をする。
- ・これまでに実施しているソーラーパネルの利用、施設内の換気回数の調整、施設の一斉消灯等の取組を継続するとともに、エネルギー使用状況を把握し、使用量の削減に努める。
- ・ピーク電力の削減につながる氷蓄熱システムの利用を更に推進する。
- ・トイレ・照明等の人感センサー応答時間の短縮、共用部照明の間引きや日中消灯を行い日光取り入れる工夫をする。
- ・省エネ推進委員会を定期的に行い本実施計画の着実な実施を図り毎年度の節電行動計画を策定する。実施後は、取組の評価及び見直し等のフォローアップを行い学内会議へ報告するなどして周知及び向上を図る。

③ 冷暖房の適正な温度管理

- ・研究事業の円滑な実施と安全の確保に配慮しつつ、引き続き、冷暖房の適正な管理に努める。
- ・部屋の時間別用途に合わせた時間別スケジュールの促進実験。
- ・研究等特殊な事情で常時稼働する場合を除き、許容可能な範囲内で設定温度を上げるように努める。
- ・クールビズ（かりゆしウェア等）の着用を奨励する。

- (3) その他の事務・事業にあたっての温室効果ガスの排出抑制への配慮
 - ・ごみの分別回収ボックスを適切な位置に配置し、分別回収を徹底する。
 - ・コピー機、プリンターのトナーカートリッジ等、業者による回収が可能なものは、回収を徹底する。
- (4) 職員に対する情報提供
 - ・職員に対して、イントラネット等により環境配慮に関する情報提供を行う。

4. 備考

平成27年5月閣議決定では、中期的な目標として「平成17年度比で平成32年度において3.8%減」、また「平成25年度比で平成42年度において26%減」との目標が掲げられている。これに対し、当学園は、平成23年11月に設立された法人で、依然施設増設中である。このため、当学園は、閣議決定に準じた目標設定を行うことにはなじまないが、最新の省エネルギー対策を講じた施設建築等に努め、温室効果ガスの排出状況を把握し、その結果を踏まえ、研究機器等の運用に支障が生じないように配慮しながら排出抑制に努めることとする。具体的には、平成27年度より第3研究棟の共用が開始されたことで、キャンパス建設計画の第1フェーズが完了したことになるので、この平成27年度のCO₂排出原単位を基準とし、平成32年度までの5年間で10%以上の排出量削減を目標とする。